

【自由脱退】

自分の意思で脱退をする場合は、脱退を最低でも90日前には組合へ報告してください。
そして、脱退できるのはその年度末となります。

(自由脱退)

第十八条 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

中小企業等協同組合法

※例えば、3月31日に脱退したい場合は、90日前の12月末までに連絡をしてください。

3月末に脱退連絡の場合は、翌年度末に脱退することになります。

また、退会届については必ず書面で提出してください。

様式等についてはお問い合わせください。

【法定脱退】

自由な意思ではなく、組合員たる資格の喪失、死亡または解散、除名などで脱退となる場合